

## 平成 26 年度

### 宮 田 村 教 育 委 員 会 11 月 定 例 会 々 議 録

1 開催日時：平成 26 年 11 月 28 日(金) 13：30～15:55

2 開催場所：宮田村民会館 第 1 研修室

3 出席委員

- (1) 篠田 秀児 委員長 (以下「委員長」と表記。)
- (2) 池上 由美子 委員長職務代理者 (以下「職務代理」と表記。)
- (3) 鷹野 綾子 委員 (以下「鷹野委員」と表記。)
- (4) 古藤 祐巳子 委員 (以下「古藤委員」と表記。)
- (5) 平澤 武司 教育長 (以下「教育長」と表記。)

4 欠席委員：なし

5 その他、会議に出席した者の氏名

- (1) 小林 敏雄 教育次長 (以下「次 長」と表記。)
- (2) 北原 敦 学校教育係 (以下「学校係長」と表記。)
- (3) 原 寿 子 子育て支援係長 (以下「子育て係長」と表記。)
- (4) 酒井 秀貴 生涯学習係長 (以下「生涯係長」と表記。)

6 傍 聴：清水 正康 様

7 教育委員長あいさつ

委員長：今日のご苦勞様です。天候不順なので健康にご留意願いたい。

・南部教育委員会研修会ははじめ色々な秋の行事で対応された皆さん、ご苦勞様でした。近々選挙が行われるが、教育委員はどういう立場にあるか、もう一度確認したいので、事務局から説明等お願いしたい。地方公務員特別職という立場で下手なことはできない。本日も審議を慎重にお願いしたい。

次 長：後ほど資料を配布して説明します。

8 会議録の承認

次 長：10 月の定例会会議録について、特になければ承認をお願いしたい。よろしいですか。

委 員：いいです。

9 議 題

- (1) 議 事

※予算については、予算執行上支障がありますので、資料は公開しません。

- ・資料により予算の関係について報告

次 長：資料により説明。

- ・12月議会に提出する予算について、子育て係長が遅れるので私から説明させていただく。
- ・保育所運営事業のこうめ保育園の賃金については、当初予算作成時に、当初は賃金を盛り込まず、1歳になった子どもが入園し、臨時職員の対応が明確になった段階で様子を見て補正するよう指示をうけていたので、今回補正する。
- ・光熱費については、中電から電気料金の単価が10%上がる話はあったが、当初予算では対応しないように指示があった。今回、実際の使用量は5%減っているが単価が10%増えたので、差額の電気料金を3園分補正する。
- ・ガス代は、東保育園だけ。予算は前年どおりだったが、最終的には利用量が1.8倍になり、現在原因を調査している。ガス漏れではないので、安全面では大丈夫だが、温度設定の関係で増えたか調査中。
- ・広域入所委託料については、宮田村に転入予定の方が、住所は移すが家が完成していないので、その間1ヶ月だけ住んでいる箕輪町の保育園に通う。他市町村へ通う場合は、住所のある市町村が、通っている保育園の市町村に負担金を払わなければならないのでそのための補正。
- ・保育所施設改修事業については、西保育園の駐車場を拡張するための委託料。②の西保育園の段差解消の工事を削除したのは、財政的事情のため。
- ・東保育園の灯油タンク防油堤は、環境教育・啓発のため村で取り組んでいるエコアクション21の事前審査で老朽化が指摘されたので、取替えるため補正する。
- ・教育委員会事務局運営費について、印刷機の利用者が増え印刷機に不具合が出た。リース保守の対象外の部品のため、補正で対応する。

学校係長：資料により説明。

- ・学童保育事業について。うめっこらんの学童保育では、登録140名で常時40名が3時半以降過ごしている。今年度末に賃金が不足するので補正予算を組んだ。指導員は7名全員でローテーションを組んで対応しているが、特別目をかける必要のある児童に対し、加配的意味合いの時間が増えているので、2人増やす。同時に、学童保育の指導員のレベルアップのための会議、研修に参加するため、賃金の補正を行う。
- ・教育振興事務について。小学校1・2年に特別な支援が必要な児童が多く、加配の先生2人の賃金と、遠方から通勤する先生の通勤手当を補正する。
- ・小学校給食運営事業について。小学校の生ゴミを業者に回収してもらっているが、生ゴミ処理機に変えると大幅なコスト削減ができるので設置する。設置場所は検討中。西保育園と中学校のゴミを用務員さんに小学校へ運搬してもらうことで検討しているが、いずれは西保育園と中学校にも同機設置を検討していく。
- ・中学校の管理事務事業について。中学校のチャイムが壊れ、関係ない時にチャイムが鳴

り、緊急に取り替える必要があるので補正を組む。

- ・教育振興事務事業は、部活動の大会出場で補助申請が出たので補正する。村民ゴルフ大会から学校教育へ寄付金が寄せられ、学校からの希望でデジカメ、ラジカセを購入する。
- ・中学校施設・設備整備について。トイレ大規模改修を予定をしていたが、国庫補助金の見通しが立たなくなった。今日学校に行ったが、体に染み付くほどの臭いだった。改修の設計費を落とし一番問題の臭気対策として80万円を残し、臭いの元である尿石除去を今年度中に行う。何が問題か、工法として削減できるものはないかを検討した。何かの折に現場を見ていただければと思う。

生涯係長：資料により説明。

- ・村民会館管理事務事業について。文化会館多目的ホールでは、大型暖房機2機を使っているが、温まるのに時間がかさうでなければこのようにさせていただきたい。

次 長：内容について、審議話していただくので暖房効率を上げるため、半分に仕切るカーテン設置のため補正する。半面の利用者が多く、暖房効率アップの要望があった。

- ・文化財保護について。文化財保護審議会の臨時会を開催したため、委員の報酬を補正する。

- ・体育施設管理事業について。マレットゴルフ場のホールの旗が汚れたり壊れているので改修するための補正。取替作業は管理委託先に無料で行ってもらう。

次 長：教育委員会の協議内容が、既に決まっていることを確認するだけのご意見をいただいている。予算については、既に予算書が策定されている場合もあるので、事前に議題とすることが日程的にできないことがあるが、教育長に事務委任されているものについては、その都度教育長報告の形となる。

教育長：今の話はどういうことか？

次 長：教育委員の任務については19項目が法令で決まっている。現在行っている教育長報告は、委員会から教育長に事務委任された事項であり、補正予算も委任事項に含まれるものは、教育長報告という形で報告させていただきたい。

教育長：そこは誤解のないようにしておく。村長への予算提案は教育委員会の責務なので、教育委員の承認がないと提案できない。

次 長：そうすると1ヶ月前にできていないといけないので、それは難しい。報告の形になってしまうことをご承知いただければありがたい。委員の決議が必要ならその都度臨時会を開く必要がある。重要な問題は当然審議をお願いする。1ヶ月前ならさらに2ヶ月以上前でないと言書ができないので、教育長に委任されるような事案は、このような形でお願いしたい。

教育長：極力努力しますが、基本的には教育委員さんの了承がないと村長部局へ提案することはできない。ただし、時間の関係があるので、できるだけ前もってやるがご承知いただきたい。

委員長：ということは今回は質疑の意味がないのか？

教育長：意味がないのではない。内情を話せば、会議で話をして予算書は印刷してある。よほど

の事があれば言うていただき、いてだめなら予算書から落とします。間に合わない場合は、どうしても修正が必要なことであれば、議会の本会議の中で修正案を出していくしかない。委任された事項が、審議で否定されれば、予算はあっても事業は執行しない。

委員 長：そういうことだが、質問は？

教育 長：委員さん方が学校を回ってこうすべきではないかなど言うていただくことが大事。そのための委員さん方で、事務局だけで行なっては良くない。

委員 長：よく指摘される問題で、教育委員会がお飾りになる。

職務代理：東保育園の駐車場南側の水路の危険に対する配慮はどうなったのか。

次 長：グレーチングを検討していたが、幅が広いので強度を考えるとかなりの金額になる。グレーチングでなく手作りの柵か生垣か、杭とネットなどで中に入れられないような形を考えている。通常あそこまで子どもが歩いていくとことではないかと思う。保護者にもきちんとした目配りがほしい。園とはかなりの距離があり、車が通る所を1人で歩いてくる方が心配。

職務代理：聞いた話では、子どもを2人連れていると手が離れる瞬間がある。子どもは流れる川で遊びたい気持ちがあり危険だと。保護者の古藤さんにも意見をお聞きしたい。

古藤委員：うちは女の子なので、川に興味を持っては行かないが、スロープでも遊んでいる子どもたちが大勢いる。

教育 長：何もしないといけないので、対応を考えている。次の段階で保護者や保育士にも調査し、考えていきたい。恒久的なものを作るのは財政的に厳しい。

委員 長：何らかの処置をしていただけるということでもいいか。

委 員：はい。

委員 長：生ゴミは、業者が回収で処理しているということか。

学校係長：現在、業者が回収しているが、それを自前の機械で処理することで、導入費用と維持費を含めても平成35年までで700万円くらい浮くという計算が出ている。

次 長：現在、業者が年200万円ほどで処理をしている。3年間なら600万円かかる。既に導入している東保育園よりも大型の処理機で、設置工事費に370万円ほどかかる。中学と西保育園のゴミを、小学校で処理すれば年200万円の経費はいらなくなる。東保育園の処理機は、分解して水になる。みらい創造課が、ゴミの減量化のためにはゴミ処理機の導入が有効と判断し、設置を教育委員会に依頼され、東保育園に設置した。教育委員会では2年前に100万円かけて業者と延長の契約をしたが、今回機械導入の方が安くなるというので前倒しで導入することになった。東保育園には送り迎えの保護者が家庭のゴミを持ち込んでいるが、小中学校は送迎がないので予定していない。企画係は全園・学校に設置したいと考えているようだ。

委員 長：有機資材として有効活用する発想はないのか？そういう資源循環型の発送を持つべきだと思う。

次 長：液体を下水道へ流すだけ。これまでの200万円の処理では有機肥料を作って希望者に譲っていた。処理機は微生物で分解するが、栄養価がどの程度あるのか不明。

教育 長：教育委員会が積極的にやっているのではなく、企画係がすすめている。

委員 長：大量なので資源が有効利用されているか気になるが、動いているものはしょうがない。

そういう声があったことも伝えてもらえればいい。

教育 長：補助金はないのか。

次 長：今回は補助金ゼロで、全額村の負担。ゴミの減量化とコスト削減がねらい。

委員 長：他に何かございますか。

古藤委員：中学校のトイレの件は、全部なのか？

学校係長：全部で6ヶ所あるが男子トイレの便器が特に臭う。トイレの後にボタンを押してないか、換気のせいかわからない。壁から臭う所もあり、特に6月や雨の日がひどい。

次 長：改修工事に1ヶ所900万円、6ヶ所で5400万円かかる。予定していた配管を変えるのではなく、和式を洋式に変えることで改善できるかもしれない。補助金はつかないが、放っておけないので臭気対策として半分試行を考えている。光触媒で分解する方法が有効かどうか分らないが、他所では効果が出ていると聞く。補助金は地震の関係で体育館のつり物を優先するのが県の考えだが、子どものための対策もしていきたいと思う。

委員 長：女性職員が増えているのに女性用トイレが少ないが、その対応は？

次 長：女性職員のトイレ増設等を予算を入れたかったが、3年間の実施計画の予算枠には入れてもらえなかった。平成30年以降の計画になってしまう。

・昭和51年に校舎を作った頃は、男性の先生が多かった。今逆転しているので福利厚生も含めて、女性用更衣室やトイレを整備していかなければならない。

委員 長：運動会するとき体育館の女性トイレには行列ができて大変だった。男子トイレを共用にしてもいいのではないか。

次 長：運動会など、利用者が多くて込むときは、駅前のトイレや駐在所も貸してもらえると聞いている。運動会では紹介したい。

委員 長：他に何かなければ、予算については了解ということで。よろしければ次へ。

## 議2号 「子ども・子育て支援新制度」に関わる条例制定について (別紙)

次 長：国の法律に伴って来年度から新制度がスタートする。それに対応するように市町村で条例を設定するよう国から示された。中には既に村でやっている事業もある。

子育て係長：資料により説明。

・27年4月から消費税アップに伴い、「子ども・子育て支援新制度」の事業が始まる。消費税10%は先送りになったが、制度自体は予定通り4月から行われる。市町村で3本の条例を制定する必要があるので、その提案。

・制度の目的は3つある。「(1)保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」は都市部の待機児童の解消のためのもので、「教育」とは幼稚園を指す。「(2)地域の子ども・子育て支援の充実。」は、ファミリー・サポート・センター事業の実施など、地域で子育て支援ができるように、ニーズを把握して支援していくことを指す。「(3)質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」の「学校教育」も幼稚園を指す。

・新制度の主な内容。「(1)保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」では3つの給

付制度が充実される。1つ目の「施設型給付」は私立の保育園・幼稚園に流れるお金の流れ方が変わり、これまで幼稚園には県から直接交付されていたのが、市町村経由になる。4月から制度がスタートするが、この制度を使った幼稚園と今までの制度を使った幼稚園の2種類になる。新制度を利用するのは全国でも2割程度といわれている。上伊那で新制度に移行するところはない。なぜ移行しないかという、制度が複雑すぎるのとあまりメリットがないと判断されているようだ。

- ・消費税の見通しが立たない中で、国からの給付費の数字が出ていない。新制度に移行する施設が出てきたときに対応できるように、各市町村では条例を定めることになっている。

- ・2つ目の「地域型保育給付」は、3歳未満児保育を拡大するために20人未満の小規模保育にも給付するもの。もうひとつの現在行っている「児童手当」とあわせて3つが新制度給付となる。市町村の保育園の交付税措置はこれまでと変わらない。

- ・「(2)地域の子ども・子育て支援の充実」では、学童保育・遊ゆう広場・ファミサポは補助金が出ているが、新制度で新たな括りにして、さらに給付を手厚くしていく。

- ・「(3)質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」では、幼稚園と保育園の機能を併せ持つ認定子ども園制度を改善する。改善というより認定の仕組みを変えた。

- ・「(4)財源について」は、国の想定には3,000億円不足するが努力しながらスタートする予定になっている。

- ・「3.12月議会における3つの条例」について。「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の概要」の施設型給付の「特定」が付く施設は給付金をもらえる施設と国が名称を決めた。これまで私立幼稚園には県から直接お金が下りていたが、新制度を使う施設は市町村を経由し国県市町村の3つのお金を給付するので、市町村の基準が必要になる。県の認可を受け、さらに市町村の定める基準を満たした施設が対象になる。

- ・国は省令の中で基準を示しておりそれに従うとあるが、参酌し市町村で決めても良く、宮田村は国の基準どおりの内容で定める。

教育長：非常に難しい内容なので、今日は要点だけ説明してもらい、詳しくは学習会という形でできないか。このままでは議員も分らないと思う。内閣府から出た新制度は、何を狙っているのか。市町村は何のために条例を作るのか。かいつまんで説明しないと。

子育て係長：「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業」があり、給付金を出すにあたっては市町村の基準が必要で、宮田村は国が定めた基準どおりに条例を提出する。このことをご理解いただければありがたい。施設型給付を選択する私立の幼稚園・保育園が出てきたら、市町村を通じて交付金を支払う必要がある、市町村で基準を定めるということ。

次長：12月議会で条例を上げ承認されると、村の条例として有効になる。

教育長：ある面では、今やっている市町村や民間団体以外にも幅広く門戸を広げ、待機児童を減らす目的があるということ。

次長：現行では村は直接関係ないが、都会など待機児童が多いところでは施設を作りやすくなる。12月議会で条例を上げ、承認されると村の条例として、国の法律の施行日から有効になる。

子育係長：20人未満の小規模保育は、市町村の認可と許可でできる。20人以上の施設はこれまでと認可の基準は変わらない。ただ、お金の流れ方が変わり、国と県のお金に市町村のお金加わる。国の金額は具体的に出てきていないが、新制度にのった特定教育保育施設に給付することになる。消費税の見通しが立たず、市町村に対する交付税措置の目途が立っていないので、多くの施設が二の足を踏んでいるが、条例は作らなければいけない。非常に制度自体が分りづらく、他の市町村も苦労しているようだ。今日は表紙の部分だけ説明する。

・「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の概要」では、子ども・子育て支援法と条文で同じ事業を違う文言にしている分りにくい。

・「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の概要」の事業は、うめっこらんどでやっている事業。給付の方法は変わらないが、国は小学校の留守家庭支援を強化する方針。村では既に補助金で決まっていたが条例化しなければならなくなった。以上3本を12月の議会で提案したいのでよろしくお願いします。

次 長：今回の条例は、複雑で難しい。別に説明をつけ分りやすくしたつもりだが、それでも難しかった。渡した国のガイドブックは次回研修で使いたい。条例を作らないと、新たな事業もできないし、国から給付金も出ない。今の予定では、平成27年4月1日施行なので、12月の議会で策定しなければいけない。

教 育 長：条例を出すことは承知してもらうが、目的や内容を示す図式がほしい。国全体の施策はほかにもあるようなので、全体像を示してほしい。議員には、「都市部は待機児童が多いことから、きちんと保育が行われるよう消費税の値上げ分を予算投入したい。その中でこういうものがある。」と説明してほしい。

子育係長：保育の質的改善として、国は保育園の受け持ち人数を年長30人から25人、年中を20人から15人にしようという情報はあがるが、消費税が先送りされたのでその通りにはいかないだろう。量的改善については、施設に対する補助がどうなるか示されていない。制度の形だけは示されていて、その制度の形の基準になるのがこの3つの条例。

次 長：小さい施設は、村が基準を作って認可し運営しなさいということ。現行の公立保育園は今までどおり。私立だけが変わる。

子育係長：認定子ども園がでてきた背景は、保育の待機児童が多いが、幼稚園自体は空いている。そこに子どもたちを預けやすくするため、保育機能を加えたのが幼稚園型認定子ども園。公立の保育園は、手一杯のところ幼稚園を加えると、職員や施設を増やす必要がある。また、認定子ども園にすると、幼稚園の資格も必要で、幼稚園の先生は保育士の資格も必要になる。幼稚園と保育園は基準が違い、ひとつの施設で両方やるには、時間も費用も異なる。現時点ではメリットがなく、認定子ども園になるところはあまりないと聞いている。

教 育 長：幼稚園は教える内容がカリキュラムで決まっている。宮田村の保育園は一生懸命やっているが、保育園は預かり養育するのが目的。

委 員 長：幼稚園が余っているのは人気がないからか？

教 育 長：幼稚園は費用が高く時間が短いので、ヤングママにとっては保育園の方がいい。

職務代理：時代と共に幼稚園に求めるものも変化している。差し迫ったところで、村の現状にあった条例を作る形になるのかなと思う。

・村としては、とりあえず合致した部分を追求する形でいいのではないかと思う。現在幼稚園や小規模施設はないので、今の状態で話をしていけば、当面は複雑にならずいいのではないか。

子育係長：施設については、県の認可基準があり、施設の広さと定員が定められている。運営に関する基準には、説明し同意をもらって契約という形で入っていただく。正当な理由なしでは申し込みを拒否できない。定員を決めるなど他にもいろいろあるが、普通の公立の保育園であれば当然やっていることを基準として条例化する。

次 長：実施内容の比較について資料にて説明。

・今までも、事業としては国の実施要綱等でやっていたので、なぜ今という感じもする。国の方針なので、今回は一部だけ修正して出す。条例にするので村の責任が重くなっていると思う。

教 育 長：分りにくいのは、各省庁縦割り行政の悪いところ。

委 員 長：提案については了解ということで。

## (2) 報 告

報告 1 号 教育委員会活動報告（教育長報告） (8 ページ)

次 長：資料により説明

- ・ 10/26 に実施した村民ゴルフ大会の実行員会から、チャリティーのお金を寄付していただいた。
- ・ 文化祭は盛大にできた。
- ・ 11/9 の小学校の球技大会では、中学生が審判をつとめ、縦の交流ができた。
- ・ 11/11 の子ども議会では、初めて子ども達からの再質問を行った。答えるほうは大変だが、子どもにとってはいい取り組みになったと思う。
- ・ 11/12、13 と、小中学校でそれぞれ強歩大会、マラソン大会があった。学校支援ボランティアの皆さんが、スタッフとして安全管理の対応をしてくれた。
- ・ 11/12 の校長会では、井上先生に国語の読解力向上について話していただいた。
- ・ 11/27 の園長と施設長の懇談会では、施設長から発達障がいについて話をしてもらった。（別紙発達障がいに関わる資料について説明）

報告 2 号 地場産業を活用した学校給食献立コンクールについて

次 長：資料により説明。

- ・ 文化財指定と給食献立コンクール優秀賞受賞が、新聞に掲載された。

報告 3 号 宮田村議会臨時会及び議会全員協議会の報告 (9 ページ)

次 長：資料により説明。

村指定文化財については、今後の展示を検討。場所については村民会館の大ホールを予定。  
3月までということで、施設の空いている日で調整中。

委員 長：付け加えることはないか。・・・では次へ。

## 10 その他

### (1) 当面の日程について (10 ページ)

次 長：資料により説明。

- ・ 11/30 の図書館祭りには、皆さんも是非見に来てほしい。
- ・ 12/2 にエコアクション 21 の中間審査がある。これまで地球温暖化等の環境を考えることからスタートし、様々な取り組みをしてきた。無駄を見ながら、学校や教育委員会の運営に活かしていく。きちんと取り組んでいるかどうか審査を受け、協会の認定を受けて、認定されれば全国に発信してくれる。

学校係長：12/3 地域食材の日の案内と、12/22 小中読解力向上授業研究会の説明。

委員 長：その他はいいですか？・・・では次。

### (2) 県教育委員会情報 (11 ページ)

次 長：資料により説明。

教 育 長：除雪について、各地区懇談会、12/4 除雪会議で通学路の安全確保をお願いしている。

- ・ 村長の方針で、蝶（アサギマダラ）が来る村を目指し、フジバカマを小学校南にも植えた。アサギマダラの観察を小学校に呼びかけたいが、学校は手一杯なので管理・除草など面倒を見切れない。事務局でも手を出す必要があると思っている。いろいろ相談するかも知れないがよろしくお願ひしたい。

次 長：選挙における教育委員の政治的制限について、資料により説明。

- ・ 選挙期間中の行動には注意していただきたい。

委員 長：中立の立場で行動しましょう。

### (3) その他

- ・ 発達障がいに関わる資料 (別紙) 報告で説明済み

委員 長：他に何かないですか。いいですね。本日はご苦労様でした。

- ・ 次回定例会：12月25日(木) 13時30分から 第1研修室